

亀山市告示第199号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年11月16日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21715
- 3 路線名 本町線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 本町三丁目1115番1地先
 - (2) 終点 本町三丁目1116番1地先
- 5 供用開始の期日 令和3年11月16日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21722
- 3 路線名 本町2号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 本町三丁目800番6地先
 - (2) 終点 本町三丁目800番8地先
- 5 供用開始の期日 令和3年11月16日